

## 注 文 書

- 1 契 約 番 号 2024000084
  
- 2 契 約 名 ストレスチェック業務委託
  
- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
  
- 4 履 行 期 限 令和7年1月31日
  
- 5 別 添 書 類
  - (1) 仕様書
  - (2) 参考明細書
  
- 6 担 当 課 経営管理部人事厚生課

## 仕様書

1 業務名

ストレスチェック業務委託

2 履行場所

宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

3 履行期限

令和7年1月31日

4 業務委託の概要

厚生労働省が示す「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に基づき次に掲げる事項を実施すること。

- (1) ストレスチェック調査票の作成，納品
- (2) ストレスチェック回答に対する分析など
- (3) 高ストレス者の抽出
- (4) 個人結果票の作成，納品
- (5) 集団分析データなどの作成，納品

5 対象者

定期健康診断対象者 1,470人

6 実施体制（ストレスチェック実施企画，調査票配布から事後措置を行う者）

実施者	大崎市民病院産業医
実施事務従事者	大崎市民病院経営管理部人事厚生課 保健衛生推進係職員

7 日程

(1) 調査実施前の打合せ

月	内容
契約締結後～8月中旬	本業務を円滑に実施するため，ストレスチェック調査実施前に，調査の実施方法及び調査内容などの詳細について発注者と打合せを行う。

(2) 調査票の納品及び回収

月	内容
8月下旬	【ストレスチェック調査票の納品】 個人宛封筒に、ストレスチェック調査票及び発注者が作成した通知を封入し納品すること。
9月上旬（回答開始）～ 9月中旬（回答終了）	【ストレスチェック調査票の回収】 発注者が回収した調査票を受注者に受け渡す。 （受け渡し方法については、別途協議すること。）
10月中旬～11月上旬	【個人結果票の納品】 ストレスチェック調査結果に伴い、個人結果票、発注者が作成した同意書、受注者が作成した同意書返信用の封筒、発注者が作成したリーフレットを個人宛封筒に封入し納品すること。

※上記日程については、変更する場合がある。

(3) 集団分析

月	内容
10月中旬～11月上旬	集団分析データの作成及び納品

※上記日程については、変更する場合がある。

8 業務委託の詳細

(1) 調査票の作成及び納品

ア 調査票については、厚生労働省が示す「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に掲載されている職業性ストレス簡易調査票（57項目）を基本とすること。

イ 調査票については、発注者と協議の上別途提示する対象者リストに基づき作成すること。

ウ 納品物は次のとおりとする。

- |   |
|---|
| 1 通知（受注者が作成したもの）                          |
| 2 ストレスチェック調査票<br>（部署名、職員番号、氏名をあらかじめ印字する。） |

エ 通知及びストレスチェック調査票は、部署名、職員番号、氏名が見える状態にして、個人宛窓開き封筒に封入すること。なお、封筒はストレスチェック回答用封筒として利用するため、納品時はのり付しないこと。

オ 部署ごとにまとめ、病院の指定場所に納品すること。

(2) 回答に対する分析など

ア 個人結果の分析及び評価については、厚生労働省が示す「労働安全衛生法に基づ

くストレスチェック制度実施マニュアル」に掲載されている標準化得点を用いること。

また、個人結果の分析及び評価に基づき、高ストレス者の抽出を行うこと。

イ 実施者及び実施事務従事者が必要とする情報については適宜提出すること。

### (3) 個人結果票の作成及び納品

ア 調査票を受け渡した日から30日以内を目安に、個人結果票を作成し納品すること。

イ 個人結果票については、前回の結果のデータ提供を受けた上で、前回の結果と比較できるように出力し、レーダーチャートなど分かりやすい方法で通知すること。

また、セルフケアの手助けとなるような助言を含めるなど工夫を凝らし、受検者に分かりやすい内容にすること。内容については、発注者と十分協議すること。

ウ 納品物は次のとおりとする。

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 個人結果票（部署名、職員番号、氏名を印字する。）             |
| 2 | 同意書（発注者が定めたもの）                       |
| 3 | 同意書返信用の封筒（発注者が作成したデータに基づき受注者が作成したもの） |
| 4 | リーフレット（発注者が作成したデータに基づき受注者が作成したもの）    |

エ 納品物は、個人結果票の部署名、職員番号、氏名が見える状態にして、個人宛窓開き封筒に封入すること。また、同意書は、高ストレス該当者用と非該当者用を分別して封入すること。

### (4) 集団分析データの作成について

ア 調査結果を一定規模の集団ごとに集計し、ストレスの特徴及び傾向を分析した結果を、図や表などを用いて分かりやすく表示し発注者へ提出する。

なお、分析単位は、次のとおりとする。

分析単位	集団分析予定件数
1 大崎市病院事業全体	1件
2 施設	6件
3 部門	4件
4 部署	46件
5 年代（20代～60代）	5件
6 性別	2件
7 勤続年数	6件

※集計及び分析を行う際、受検者数10人を上回る集団単位とし、個人を特定できないようにすること。複数の単位を統合する場合、発注者の判断によるものとする。

※分析単位の詳細については、事前に提示する対象者リストの情報に基づき、発注者に事前に確認すること。

## 9 成果物

(1) 成果物は次のとおりとし、厚生労働省が示す「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に基づくものとする。

提出するもの	媒体	提出時期	備考
調査票	紙	調査票配布前（8月下旬）	対象者数分
個人結果票	紙（カラー刷り） 電子データ	調査票を受け渡した日から30日以内（目安）	受検者数分
分析単位1～7ごとの報告データ	紙 電子データ	個人結果票納品後（10月中旬～11月上旬）	分析単位の詳細は、9（4）アのとおり

※電子データとあるものは、Microsoft Excel で加工分析できるデータとし、仕様は調査実施前の打合せで確認すること。

## 10 秘密の保持

受注者は、調査実施に関して知り得た職員の秘密を保持することとし、「要配慮個人情報」等については、大崎市個人情報保護条例に基づき適切に処理すること。

## 11 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及

び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 1 2 その他

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、給付完了通知書等により、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、発注者の検査を受けること。なお、通知の際に報告書及び作業前、作業中、作業後が確認できる実施状況写真を添付すること。
- (2) 本委託料は毎月の業務完了後に受注者からの請求により支払うこととする。発注者は受注者からの適法な支払請求を受けた日から、30日以内に請求金額を受注者に支払うものとする。
- (3) 分析・梱包・発送に関する全ての費用(作業費・部材費等)を含めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は双方別途協議の上決定する。

# 参 考 明 細 書

(税抜)

ストレスチェック調査費用		
内容	数量	計
調査票の作成, 納品 回答に対する分析 高ストレス者の抽出 個人結果票の作成, 納品 集団分析データなどの作成, 納品	一式  対象者 1,470人	
合計		